

城北水質管理センター汚泥消化タンク沈砂処理業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、城北水質管理センター汚泥消化タンクのしゅんせつで発生した沈砂・汚水（以下、沈砂等）を処理するため行うものである。

2 業務場所

(1) 排出場所

金沢市浅野本町ホ 1 3 1 番地 城北水質管理センター

(2) 業務場所

受注者の中間処理場（石川県内に限る）

3 業務期間

令和7年2月28日まで

4 業務内容

(1) 排出場所から吸引車で運搬された沈砂等の受入及び処理（最終処分を含む）

(2) その他履行上必要な業務

5 業務の遂行

(1) 受注者は業務の実施に当たり、必要な人員と技術力を確保し、誠意を持って業務を遂行しなければならない。

(2) 排出場所から排出される沈砂等は産業廃棄物であり、処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適正に実施しなければならない。

6 排出計画

排出場所	排出物	受入形態	見込量	排出期間
城北水質管理センター	沈砂 廃棄物データシートのとおり	10t汚泥吸排車	200t	業務期間のうち10日程度

(1) 沈砂等の増減によって排出量及び排出期間が変更になる場合がある。

(2) 排出量に増減があっても発注単価（t当り単価）は変更しないものとする。

(3) 業務は排出期間のうち、事前に打ち合わせた日程のとおりに行うものとする。

(4) 受入場所は10t汚泥吸排車で1日3車程度受け入れられる処理能力を有するものとする。

7 業務上の注意事項

(1) 選任した業務員に対して発注者が業務上不適格と認めた場合には協議のうえ再選任するものとする。

(2) 業務遂行にあたり、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、業務期間が完了した後も同様とする。

(3) 受注者は電子マニフェストシステムを導入し、処分情報を遅滞なく登録しなければならない。

ならない。また、数量の確定者は受注者とし、計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に基づく検定若しくは検査を受けた計量器により計量するものとする。

8 法令の遵守

受注者は業務の遂行にあたり、各関係法令を遵守しなければならない。

9 損害賠償

受注者は、業務の執行によって発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。

10 支払方法

支払方法は、排出量実績に基づく毎月の出来高払とする。

11 提出書類

受注者は業務の遂行にあたり、次の書類を速やかに提出しなければならない。また、変更する場合も同様とする。

なお、提出書式は原則自由とする。

(1) 業務責任者選任届	1 部	契約後速やかに
(2) 緊急連絡体制表	1 部	契約後速やかに
(3) 産業廃棄物処分業許可証の写し	1 部	契約後速やかに
(4) 計量器の検定若しくは検査結果の写し	1 部	契約後速やかに
(5) 業務結果報告書（指定様式）	1 部	業務完了後（毎月）※
(6) 請求書	1 部	業務完了後（毎月）※
(7) その他必要なもの	必要数	随時

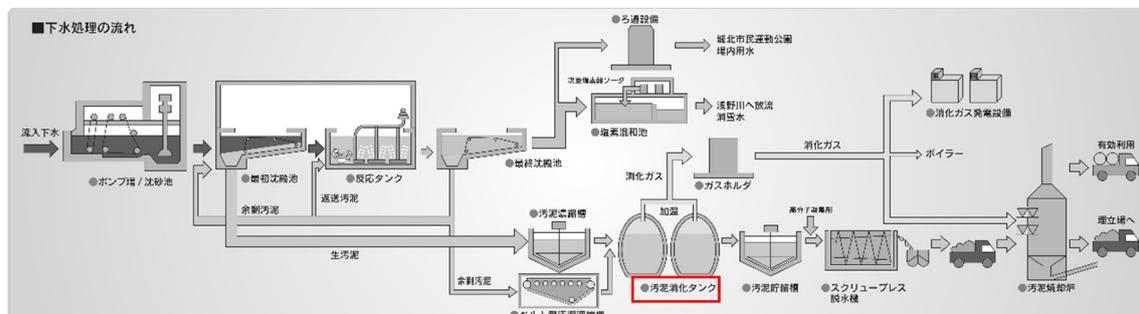
※ 業務実績の無い月を除く

12 疑義

設計図書、書類に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈は、受注者は、発注者と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

廃棄物データシート

ア 産業廃棄物の発生工程



赤枠の汚泥消化タンクの底部に堆積した沈砂等を排出するものである。

イ 産業廃棄物の性状び荷姿

性状：砂状・泥状であり水を含む。

荷姿：特殊吸引車による搬入。

サンプル採取したものの性状については、別紙消化タンク沈砂成分表参照

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

微量の消化汚泥臭あり。性状の変化は無し。

エ 混合等により生ずる支障

なし。

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品

下水の消化工程にあるものなので、該当なし。

カ 石綿含有業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん

石綿含有、水銀使用製品等：下水の消化工程にあるものなので、無し。

特定産業廃棄物：該当無し（別紙消化タンク沈砂溶出試験結果参照）。

キ その他取扱いの注意事項

特になし。

別紙 消化タンク沈砂成分表

採取日	令和 5年12月1日	基準値
試験項目	消化タンク汚泥	
含水率 (%)	62.0	—
水銀及びその化合物 (mg/kg)	0.64	3以下
カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	<0.5	9以下
鉛及びその化合物 (mg/kg)	48	600以下
六価クロム (mg/kg)	—	—
ひ素及びその化合物 (mg/kg)	5.2	50以下
シアン化合物 (mg/kg)	—	—
セレン及びその化合物 (mg/kg)	1.0	—
銅 (mg/kg)	210	—
亜鉛 (mg/kg)	670	—
ほう素及びその化合物 (mg/kg)	—	—
ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	—	—
全クロム (mg/kg)	50	—
鉄 (mg/kg)	25000	—
マンガン (mg/kg)	300	—

検定方法は底質調査方法による。

基準値は環境省が定める土壌及び地下水に係る調査及び対策に関する指針及び運用の基準による。

上記の結果は乾物による。

別紙 消化タンク沈砂溶出試験結果

検体名	消化汚泥	判定基準
採取日	2024年1月11日	
試験項目		
pH	8.3	
含水率	59.3	80%以下
アルキル水銀化合物	—	不検出
水銀又はその化合物	<0.0005	0.005mg/l
カドミウム又はその化合物	<0.001	0.09mg/l
鉛又はその化合物	<0.005	0.3mg/l
有機リン化合物	—	1mg/l
六価クロム化合物	<0.01	1.5mg/l
砒素又はその化合物	<0.01	0.3mg/l
シアン化合物	<0.01	1mg/l
PCB	—	0.003mg/l
トリクロロエチレン	<0.002	0.3mg/l
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.1mg/l
ジクロロメタン	<0.002	0.2mg/l
四塩化炭素	<0.0002	0.02mg/l
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.04mg/l
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.2mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.4mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	3mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.06mg/l
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.02mg/l
チウラム	—	0.06mg/l
シマジン	—	0.03mg/l
チオベンカルブ	—	0.2mg/l
ベンゼン	<0.001	0.1mg/l
セレン又はその化合物	<0.002	0.3mg/l
銅又はその化合物	<0.01	
亜鉛又はその化合物	0.02	
ほう素及びその化合物	—	
フッ素及びその化合物	—	
1,4-ジオキサン	<0.05	0.5mg/l

* 検定方法は昭和48年環境庁告示第13号による。

* 判定基準は総理府令(昭和48年総理府令第5号)第3条の規定に基づく。